

大井鹿島町会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は大井鹿島町会と称する。

(区 域)

第 2 条 本会の区域は品川区大井 6 丁目全域と大井 7 丁目 4 番 19 号～21 号と 27 番及び 29～30 番とする。

(事 務 所)

第 3 条 本会の事務所は品川区大井 6 丁目 18 番 40 号に置く。

(目 的)

第 4 条 本会は、区域住民に対し、日々の安全や快適な生活環境の維持・向上を図ると共に、地域の歴史・文化的遺産を大切にすること等を主たる目的とする。これらの目的を達成するため、以下の事業や活動を行う。

- (1) 会員相互の連絡や親睦に関する事
- (2) 地域の生活環境の改善及び向上に関する事。
- (3) 災害時に迅速で的確な支援を行える態勢や準備を進めること。
- (4) 集会施設(町会会館)の維持や管理・運営に関する事。
- (5) その他目的を達成するために必要な事。

第 2 章 会 員

(会 員)

第 5 条 本会の会員は第 3 条に定める区域に住所を有する個人とする。

(準 会 員)

第 6 条 第 3 条に定める区域に住所を有する法人及びその他の事業所は準会員とする。

(会 費)

第 7 条 本会の会員及び準会員は所定の会費を納入しなければならない。

(入 会)

- 第 8 条 (1) 第 3 条で定める区域内に住所を有する個人、法人及びその他の事業所で本会に入会しようとする者は役員に届け出るものとする。
- (2) 本会は入会申込みのあった場合には、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(退 会)

- 第 9 条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。
- (1) 第 3 条に定める区域内に住所を有しなくなった場合。
- (2) 本人より退会の届け出があった場合。
- (3) 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた場合はその資格を喪失する。

第 3 章 役 員

(役員の種類)

第 10 条 本会に次の役員と役職を置く。

役員として

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会 計 2 名
- (4) 役 員 若干名

役員外役職として

- (1) 監 事 2 名
- (2) 顧 問 若干名

(役員等の選任)

第 11 条 役員及び各役職と組長の選任は次による。

- (1) 役員は会員や組長からの推薦を受け、会長が委嘱する。
- (2) 会長は役員の内選により選出する。
- (3) 副会長は役員の中から会長が委嘱する。
- (4) 会計は役員の中から会長が委嘱する。
- (5) 監事及び顧問は役員外から会長が委嘱する。
- (6) 組長は各組内会員の互選とする。

(役員等の職務)

第 12 条 役員及び各役職と組長の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の出納事務を処理し会計事務に関する事項を担当する。
- (4) 会長を除く各役員は本会則の第25条に定める各部会に所属し、町会の各種活動や事業を運営する。
- (5) 監事は本会の会計及び資産の状況を監査し、役員の業務執行状況を監査する。また、資産の状況や業務執行において不正の事実を発見したときはこれを総会に報告する。この報告をする必要があると認めるときは総会の招集を請求する。
- (6) 顧問は本会の諮問に応じる。
- (7) 組長は組内への連絡、会費の徴収等を掌る。

(役員任期)

- 第 13 条
- (1) 役員任期は2年とする。ただし再任これを拒まない。
 - (2) 補欠により選任された役員任期は前任者の残任期間とする。
 - (3) 役員は辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第 4 章 会 議

(総会の種別)

第 14 条 総会は通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 15 条 総会は会員によって構成する。

(総会の機能)

第 16 条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業報告及び決算報告に関すること。
- (2) 事業計画及び予算に関すること。
- (3) 会則の制定改廃に関すること。
- (4) その他、会の重要事項に関すること。

(総会の開催)

- 第 17 条 (1) 通常総会は、毎年度決算終了後 2 か月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は、次の各号の該当する場合に開催する。
- ① 会長が必要と認めたとき。
 - ② 会員の 5 分の 1 以上の請求があったとき。
 - ③ 第12条第 5 項の規定により監事からの開催の請求があったとき。

(総会の招集)

- 第 18 条 (1) 総会は会長が招集する。
- (2) 会長は前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求があった日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- (3) 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及び、その内容並びに日時及び場所を示して、開催の 5 日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第 19 条 総会の議長はその総会において、出席した会員の中から選出する。

(総会の定足数)

- 第 20 条 (1) 総会は、会員の 4 分の 1 以上の出席をもって成立する。
- (2) 他の会員を代理人として表決を委任した会員は出席したものとみなす。

(表 決)

- 第 21 条 総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は議長が決する。

(役員会)

- 第 22 条 役員会は、会長、副会長及び役員をもって構成する。

(役員会の機能)

- 第 23 条 役員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
 - (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(役員会の招集)

- 第 24 条 (1) 役員会は会長が必要と認めるとき招集する。
- (2) 役員会の議長は会長がこれにあたる。

第 5 章 部 会

(部会の種類)

第 25 条 本会は第 1 条の目的を達成するため、次の部会を置く。各役員はこの部会のいずれか、もしくは複数の部会に属する。

- (1) 総務会計広報部会
- (2) 防災防犯交通部会
- (3) 事業部会

(部会の職務)

第 26 条 各部会の担当する職務は次のとおりとする。

- (1) 総務会計広報部会
 - ① 総会・役員会の運営、会館管理全般、各種お祝い事業、他の部会に属しない事項
 - ② 一般会計・会館会計・募金等の会計業務全般
 - ③ 掲示板・ホームページ等の管理運営、広報活動
- (2) 防災防犯交通部会
 - ① 防災用品の備蓄管理、各種訓練、研修会の開催
 - ② 各種防犯対策、関係機関との連携
 - ③ 交通安全活動
- (3) 事業部会
上記総務会計広報部会及び防災防犯交通部会が担当する事項を除き、当町会が行う各種事業に関する企画・実施全般

第 6 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 27 条 本会の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 各種補助金、その他の収入

(資産の管理)

第 28 条 本会の資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第 29 条 本会の資産で、第27条第1項に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において、出席者の3分の2以上の議決を要する。

(資産の支弁)

第 30 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第 31 条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会則の変更)

第 32 条 この会則は総会において、出席者の3分の2以上の議決を得なければ変更することはできない

第 7 章 雑 則

(委 任)

第 33 条 この会則の執行に関し、以下のような必要な事項は、役員会が別に定める。

- (1) 慶弔金に関すること。
- (2) 鹿島町会会館の使用規定
- (3) 個人情報取り扱い規定
- (4) ホームページ運営規定
- (5) その他

付 則

この会則は平成5年3月9日から執行する。

付 則

- (1) この会則は令和7年(2025年)度の総会での議決・承認を経て執行する。
- (2) 令和7年(2025年)度の総会で選任された役員の任期は、第13条の規定にかかわらず1年とする。